



生物多様性に関する国際枠組に積極的に貢献するとともに、必要な国内対応を実施します。

1. 事業目的

2022年に生物多様性条約（CBD）第15回締約国会議COP15において採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組では、2030年までに生物多様性の損失を食い止め回復に転じさせるいわゆるネイチャーポジティブ（Nature Positive（NP）：自然再興）が掲げられた。NPの実現は環境保全のみならず新しいビジネスの創出につながる。このため、各種国際分野におけるルールメイキングを日本が先導して関連市場における国際競争力の確保をしつつ、NPの実現を目指す。

2. 事業内容

- 新たな国際動向（例：自然関連財務情報開示TNFDによる移行計画の提言、国際サステナビリティ基準審議会ISSBの自然資本リサーチ）を踏まえ、こうしたルールメイキングに参画し、国際標準化に対する国内企業の対応支援をする。また、NP取組を通じた企業価値向上に向けて、投融資や調達におけるNPへの配慮の行動指針を提示した上で、官民連携によってモデル事例を創出する。
- 遺伝資源の利用と利益配分（ABS）について定めた名古屋議定書の実施、公海等における海洋生物多様性（BBNJ）協定のルール作りの主導、南極条約協議国会議の日本開催及び南極環境保護法の運用、地球上の砂漠化対処・森林保全の支援、生物多様性等に関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）やアジア保護地域パートナーシップ（APAP）に関して、日本からの専門家派遣、国内外での情報発信等の取組を実施。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 委託先/請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成23年度～

4. 事業イメージ

国内外の対応を統合し、国際的なルールメイキングと日本のプレゼンスの発揮の同時達成を目指す

